

利用希望の御家庭のみ提出してください。

様式第3号（第7条関係）

保護者の皆様へ

春日市教育委員会

モバイルルーター借用書兼誓約書の提出について

家庭学習に活用するための学習用タブレットの持ち帰りの実施に際し、学習用タブレットをインターネットに接続するための家庭内の通信環境が整っていない御家庭に対して、モバイルルーターを貸与します。希望される保護者の方は、下記の内容を御確認いただき、本借用書兼誓約書を学級担任へ___月___日（___）までに御提出ください。

記

1 対象者

学習用タブレットをインターネットに接続するための家庭内の通信環境が整っていない者で、モバイルルーターの貸与を希望する者。

2 モバイルルーターの取扱いについて

- (1) モバイルルーターの貸与にあたり、「春日市立小中学校の児童生徒へのタブレット端末等の貸出事業実施要領」の遵守をお願いします（裏面をご参照ください）。
- (2) 貸与された学習用タブレット以外は接続しないでください。
- (3) 教育以外の目的に使用しないでください（通信量には上限があります。）。
- (4) 故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。
- (5) 転出や卒業を含め、現在通学している学校での在籍期間が終了する場合には、貸与を受けたモバイルルーターを遅滞なく返却してください。
- (6) 上記の事項が守られず、モバイルルーターが正常に使用できる状態で返却されなかった場合は、弁償や修繕等の対応をしていただくことがあります。

（宛先）春日市立_____学校 校長

提出日：_____年____月____日

上記事項について、利用者である児童生徒にモバイルルーターを丁寧かつ適切に取り扱わせることを含め、全ての事項を遵守することに同意し、モバイルルーターの貸与を受けます。

春日市立_____学校____年____組____番 児童生徒氏名_____

（兄弟姉妹が在学している場合は、長子の氏名のみご記入ください）

保護者氏名_____

貸与希望期間：_____年____月____日から_____年____月____日まで

※ 記入いただいた個人情報を、他の事業に利用したり第三者に提供することはありません。

御家庭で本同意書の写真を撮る等して、モバイルルーターを返却するまで大切に保管してください。

春日市立小中学校の児童生徒へのタブレット端末等の貸出事業実施要領【抜粋】

(貸与物品の取扱い)

第9条 利用者及びその保護者(以下「利用者等」という。)は、貸与物品の使用方法及び取扱いについて教育委員会及び学校長の指導に従い、細心の注意をもって貸与物品を管理しなければならない。

2 利用者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸与物品を利用者以外の者(利用者を指導する教職員を除く。)に使用させ、又は転貸すること。

(2) 貸与物品を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。

(3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。

(4) 貸与物品を教育の目的以外に使用すること。

(5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。

(6) (省略)

(7) 教育委員会や別に定める学習用タブレットの使用に関するルール等に反する行為を行うこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、学習用タブレットの貸与の目的に反する行為をすること。

3 利用者等は、教育委員会又は学校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(充電及びインターネット通信に係る経費)

第10条 (省略)

2 利用者がモバイルルーターの貸与を受けた場合は、当該モバイルルーターを利用するための通信会社との契約及びその設定は、教育委員会が行うものとする。この場合において、当該契約に要する経費は教育委員会が負担し、当該モバイルルーターの充電に要する経費は、利用者の保護者の負担とする。

(紛失、盗難又は毀損の届出)

第11条 利用者の保護者は、利用者が貸与物品を紛失し、盗まれ、又は毀損した場合は、直ちに学校長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は第9条の規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者の保護者は、その現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者の保護者は、利用者が貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により教育委員会又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

(貸与決定の取消し)

第13条 教育委員会は、貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。

(2) 貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

第14条 利用者の保護者は、貸与期間の終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者の保護者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。

全文は春日市ホームページ(ページ番号:1014360)でご確認ください。

